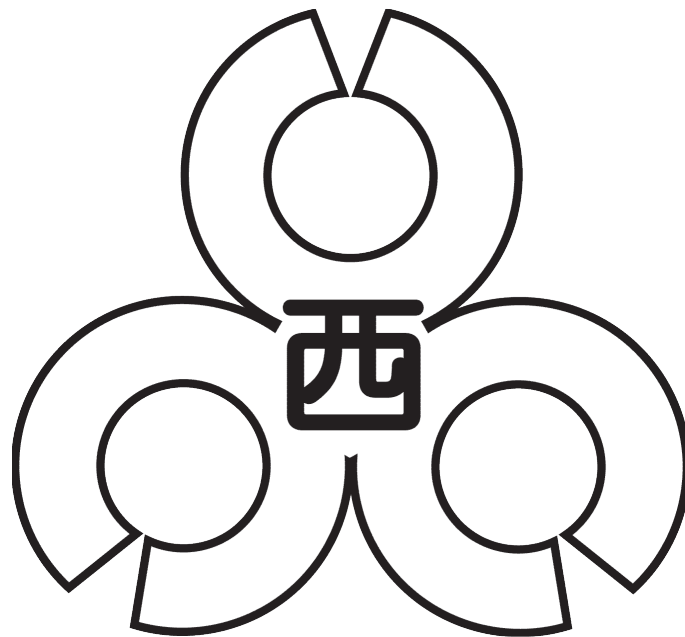


令和 8 年度
沖縄県立西崎特別支援学校高等部
入学者選抜募集要項



沖縄県立**西崎特別支援学校**

〒901-0305 沖縄県糸満市西崎一丁目1番2号

電話 (098) 994-6855

FAX (098) 994-6856

令和8年度 沖縄県立西崎特別支援学校高等部入学者選抜募集要項

I 方針

沖縄県立西崎特別支援学校高等部入学者の選抜は、高等学校（高等部）及び中学校（中学部）教育の正常な充実を期し、障害の種類や程度に応じて、公正かつ妥当な方法で、本校における教育が必要な者又は本校の教育を受けるに足る能力と適性、状態等を備えた者を選抜するために、次の方針に基づいて実施する。

- (1) 選抜は、本校校長が学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第135条第5項において準用する第90条第1項から第3項の規定により行う。
- (2) 選抜は入学志願者（以下「志願者」という。）が募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。
- (3) 知的の教育課程履修予定者に対して実施する県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題では、中学校等における国語、社会、数学、理科、及び英語の5教科等について、一般入学志願者に対して行う。
- (4) 実施する学力検査問題（県立高等学校入学者選抜学力検査問題又は県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題）は県教育委員会が作成する。

2 一般入学

(1) 出願資格

学校教育法施行令（昭和28年 政令第340号）第22条の3に規定する「知的障害者」に該当する者で、次のアからウのいずれかに該当し、かつエを満たす者

ア 特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を募集年度の3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）

見込みの者

イ 中学校等を卒業した者（以下「過年度卒業者」という。）

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

エ 11月末日までに志願前相談を受けた者

(2) 募集定員及び区域

募集定員は県教育委員会が別に定める。

募集区域	ア 那覇市（那覇市立小禄及び金城中学校区域に限る。）、豊見城市（豊見城市立長嶺中学校区域を除く。）、糸満市 イ 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規定第2条第1項ただし書きの規定により同規則別表第2に掲げる以下の区域から出願する者 伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（本部町立水納中学校区域に限る）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域に限る）、南城市（南城市立久高中学校区域に限る）、久米島町、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町
------	--

(3) 出願期間

- ア 受付日時 令和8年2月2日(月) 午前9時～午後4時
令和8年2月3日(火) 午前9時～午後4時

※郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

- イ 受付場所 沖縄県立西崎特別支援学校 2階 会議室

(4) 出願手続

- ア 志願者は、沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年3月31日教育委員会規則 第3号）により定められた通学区域の1校に出願することができる。

- イ 志願者は、次の書類を出身中学校長又は出身特別支援学校長（以下「出身中学校長等」という。）に提出しなければならない。

(ア) 入学志願書（第1号様式）	
(イ) 住民票謄本 （マイナンバー掲載なし）	ただし、次の a 及び b の者のみとする。また、住民票謄本は出願の日前3か月以内に発行されたものとする。 a 沖縄本島、古宇利島、瀬底島、平安座島、宮城島、伊計島及び浜比嘉島に在住する者で、通学区域が県全域ではない学科に出願する者 b 志願者が県外の中学校等出身者で、保護者が県内に在住し、通学区域が県全域ではない学科に出願する者
(ウ) 健康診断書 （第8号様式）	過年度卒業者のみ提出。募集年度の1月以降に発行されたもの。
(エ) 療育手帳の写し （身体障害者手帳等、その他の手帳を所持している場合は全ての写し）	※出願時に「次の判定年月」を過ぎた手帳等は、出願書類として認められない。 ※「次の判定年月」を過ぎた手帳や手帳未取得の場合は、県指定様式の各専門医の診断書（第11号様式） ※専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。
(オ) 確約及び証明書 （第5号様式）	※募集区域以外の志願者 次の a 又は b の者に限る。 a 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第2条第1項ただし書きの規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者 b 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者
(カ) 写真票（第15号様式）	出願の日前6か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦4.5cm×横3.5cm程度のもので、裏面に氏名及び生年月日を記入する。

- エ 出身中学校長等は、前記ウの願い出が適当であると認める場合は、所定の期間内に志願先特別支援学校長に志願変更する者の志願変更願（第6号様式）を提出し、志願先特別支援学校において志願変更を認められた者の入学志願書類の返却を受けるものとする。
 なお、郵送による志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。
- オ 志願変更する者は、返却された入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、「2 一般入学」の「(4) 出願手続」に準じて入学志願書類を所定の期間内に志願変更先特別支援学校長に提出すること。

(6) 選抜の方法

- ア 本校に、校長を委員長とする選抜委員会を置く。
- イ 選抜委員会は、出身中学校等から提出された所定の出願書類、学力検査等の成績及び面接の結果を基にして選抜を行う。

(7) 学力検査及び面接について

- ア 期日 令和8年3月4日（水）、3月5日（木）

- イ 集合時間及び集合場所

集合時間 午前9時15分

集合場所 沖縄県立西崎特別支援学校 体育館

※前記2の(2)のイの区域については、県教育委員会が設置する出張検査場で受検することができる。なお、出張検査場で受検を希望する場合は志願前相談時に必ず相談すること。

- ウ 当日の日程

※服装：二日間とも制服（式服）

	第1日目 3月4日（水）	第2日目 3月5日（木）
9:15～9:45	【受付】 ①出席確認 ②受検生保護者へ入校証配布 ③日程説明、諸注意 ④各検査会場へ移動	
第1時限 (10:00～10:50)	国語	社会
第2時限 (11:15～12:05)	理科	数学
(12:05～13:00)	昼食（55分）	【受検生引継ぎ】 面接（12:20～13:00） ※面接後、制服・体育着採寸
第3時限 (13:15～14:05)	英語	
	【受検生引継ぎ】 保護者は入校証を返却し、職員から受検生を引き継ぐ	

※保護者へ保健面談、給食に関する面談を実施する場合があります。

エ 所持品の取扱い

(ア) 受検者は、検査時間中、次のものを携行すること。

- ・HB以上の濃さの黒鉛筆（シャープペンシルも可。鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可。）
- ・プラスチック製の消しゴム
- ・定規（三角定規は可、分度器及び分度器機能付き定規、三角スケールは不可）
- ・コンパス（分度器機能付きは不可）
- ・名札（例を参考に各自で準備する）

名札 <例>

出身校
受検番号
氏名

6 cm

8 cm

(イ) 受検者は、検査時間中、携行品以外に次のものを机の上の置くことができる。

- ・鉛筆キャップ
- ・鉛筆削り（電動式・大型のもの・ナイフ類は不可。）
- ・時計（ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるもの・キッチンタイマー・大型のものは不可。通信機能を持つウェアブル端末等も不可。）
- ・眼鏡、ハンカチ（無地のタオルを含む）、目薬、ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけを取り出したもの）

オ 検査時間及び配点

県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査を実施する教科の検査時間は、いずれも50分とし、配点は各60点とする。

(8) 合格発表及び通知

- ア 令和8年3月17日（火）の午前9時に本校において掲示する。同日午前10時までにホームページにも掲載する。
- イ 本校校長は合格者に対し、その者が入学志願書を提出した中学校長等を通じて合格したことを通知する。
- ウ 受検者本人の学力検査得点について、本校において（第2次募集の合格発表の日から換算して1月以内）個人情報の保護に関する法律第69条第1項による利用目的内の情報提供として提供（開示）を可能とする。

3 第2次募集

合格者が募集定員に満たない場合は、第2次募集を行う。

(1) 出願資格

前記2(1)に該当する者で、県立高等学校における学力検査を受検し、合格しなかった者、または県立高等支援学校等における学力検査等を受検し合格しなかった者とする。

(2) 出願期間

- ア 受付日時 令和8年3月18日（水） 午前9時～午後4時
令和8年3月19日（木） 午前9時～午後4時

※郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合は、その限りではない。

- イ 受付場所 沖縄県立西崎特別支援学校 2階 生活訓練室

(3) 出願手続

一般入学の学力検査を受検した者は次の手続による。

ア 県立高等学校における学力検査を受検した者。

(ア) 志願者は、当該年度に第2次募集を実施する高等学校の1校・1学科・1コースに出願することができる。更に、高等支援学校等又は特別支援学校高等部1校・1学科・1コースに併願することができる。

(イ) 志願者は、当該年度に第2次募集を実施する高等支援学校等の1校・1学科・1コースに出願することができる。更に、特別支援学校高等部の1校・1学科・1コースに併願することができる。

ただし、(ア)、(イ)については以下の通りとする。

※同一校における他の学科・コースに第2志望を出願することができる。

※当該年度の学力検査を受検した学校の同一学科・コースに出願することはできない。

※出願は志願前相談を受けた者に限る。

イ 県立高等支援学校等における学力検査を受検した者。

(ア) 志願者は、当該年度に第2次募集を実施する高等学校の定時制課程の1校・1学科に出願することができる。更に、高等支援学校等又は特別支援学校高等部1校・1学科・1コースに併願することができる。

(イ) 志願者は、当該年度に第2次募集を実施する高等支援学校等の1校・1学科・1コースに出願することができる。更に、特別支援学校高等部の1校・1学科・1コースに併願することができる。

ただし、(ア)、(イ)については以下の通りとする。

※同一校における他の学科・コースに第2志望を出願することができる。

※当該年度の学力検査を受検した学校の同一学科・コースに出願することはできない。

※出願は志願前相談を受けた者に限る。

ウ 志願者は、次の書類を出身中学校長等に提出しなければならない。

(ア) 第2次募集入学志願書 (第9号様式)	
(イ) 確約及び証明書 (第5号様式)	※募集区域以外の志願者 次の a 又は b の者に限る。 a 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第2条第1項ただし書きの規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者 b 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者
(ウ) 療育手帳の写し(身体障害者手帳等、その他の手帳を所持している場合は全ての写し)	※出願時に「次の判定年月」を過ぎた手帳等は、出願書類として認められない。 ※「次の判定年月」を過ぎた手帳や手帳未取得の場合は、県指定様式の各専門医の診断書(第11号様式) ※専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

(エ) 保健調査票	本校様式
(オ) 食物アレルギー調査票	本校様式

エ 出身中学校長等は、上記の(ア)～(オ)の書類に以下の書類を追加し本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

(カ) 調査書	一般入学で提出したものと内容は同じもの
(キ) 第2次募集志願者名簿 (第10号様式)	

オ 本校校長は、志願者が学力検査を受検した学校長に次の書類の写しの提供を求める。

(ア) 学力検査成績証明書 (第14号様式)	
(イ) 健康診断書	一般入学で提出のあった者に限る。
(ウ) 写真票 (第15号様式)	※一般入試で高等学校を受検した場合は、高等学校の様式をそのまま使用してよい。

カ オの出願書類等の提供を求められた学校長は、当該志願者に係る前記の書類の写しを本校校長へ送付する。

(4) 志願変更及び手続

ア 志願者は、入学志願締切りの後、志願した高等学校、高等支援学校等、学科又はコースを変更（以下「2次志願変更」という。）することができる。

イ 入学志願書取り下げ及び再出願期間

令和8年3月23日（月）午前9時から午後4時

ウ 2次志願変更をする者は、第2次募集志願変更願（第12号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校長等に提出すること。

エ 出身中学校長等は、所定の期間内に志願先学校長に第2次募集志願変更願を提出し、入学志願書類の返却を受けるものとする。

※郵送による2次志願変更の受付及び入学志願書の返却は、原則として行わない。

オ 2次志願変更をする者は、返却された第2次募集入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、「3 第2次募集」の「(3) 出願手続」に準じて入学志願書類を所定の期間内に志願変更先高等学校長、高等支援学校長及び特別支援学校長に提出すること。ただし、第二志望の変更については、志願先学校長に第2次募集志願変更願（第12号様式）で申し出るだけでよい。

(5) 面接について

ア 期日 令和8年3月25日（水）

イ 集合時間及び場所

集合時間 午後13時30分 ※複数校の面接がある受検生は調整する。

集合場所 沖縄県立西崎特別支援学校 2階 会議室

ウ 当日の日程

時 間	内容及び注意事項
13:30～13:45	・受付（本校2階会議室） ・検査の日程確認、諸注意
14:00～	・面接 ※保護者へ保健面談、給食に関する面談を実施する場合があります。 ※「制服・体育着等採寸」は直接店舗にてお願いいたします。

エ 持ち物

- ・服装は制服（式服）
- ・各自で名札を用意（名札の様式は6ページの例を参照）
- ・体育館シューズまたは上履き
- ・水筒

(6) 選抜の方法

選抜は、学力検査成績証明書（第14号様式）、調査書（第2号様式、第2号—2様式）、面接等の結果を資料として行う。

(7) 合格発表及び通知

- ア 令和8年3月27日（金）午前9時に本校において掲示する。同日10時までにホームページにも掲載する。（※10時より**新入生オリエンテーション**）
- イ 本校校長は合格者に対し、その者が入学志願書を提出した中学校長等を通じて合格したことを通知する。

4 追検査

インフルエンザなど学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等、やむを得ない事由により、学力検査の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。

(1) 検査の場所

一般入試志願先特別支援学校

(2) 申し出等の日程及び手続

- ア 申し出期間 令和8年3月4日（水）及び3月5日（木）
- イ 受付時間 令和8年3月4日（水）午前9時から午後4時
令和8年3月5日（木）午前9時から正午まで
- ウ 追検査の対象に該当し、受検を希望する者は、申し出期間内に出身中学校等を通じて、「追検査受検希望届」（追検査第1号様式（特支高））に本検査を受検できなかったことを証明する書類を添えて、一般入学志願先高等学校へ提出すること。

(3) 追検査の期日及び時間割

令和8年3月9日(月)	
第1時限(9:00~9:50)	国語
第2時限(10:05~10:55)	理科
第3時限(11:10~12:00)	英語
(12:00~12:45)	昼食
第4時限(13:00~13:50)	社会
第5時限(14:05~14:55)	数学
(15:00~)	面接

5 調査書の作成方法

(1) 第2号様式

ア 「受検番号」の欄は中学校等においては記入しない。

イ ※印の欄は志願変更する場合のみ記入する。

ウ 記入事項のない欄には斜線を引く。

エ 「①各教科の学習の記録」の欄は次のように記入する。

(ア)「観点別学習状況」の欄は1年～3年の各学年について十分満足できると判断されるものを○で記入し、○に該当しないところは空欄にする。

(イ)「評定」の欄は、絶対評価による5段階の目標に準拠した評価で記入する。

(ウ)「総合的な学習の時間の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。

オ 「② 特別活動の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。

カ 「③ 行動の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。

キ 「④ 総合所見」の欄は指導要録に基づいて記入する。なお、特技、資格(例 英語検定、珠算、書道、柔剣道等の級、段位を具体的に記入する。)についても、この欄に記入する。

ク 「⑤ 出欠の記録」の欄は次のように記入する。

(ア)1年及び2年は指導要録に記入されたものを転記する。

(イ)3年は令和7年12月28日現在で記入する。

(ウ)出席日数の欄は、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の学校復帰のために適切であると校長が認めた場合には、その日数を出席扱いとして出席日数に加えるとともに、()内に内数として記入する。

(エ)備考欄は、欠席の正当な理由のあるものについて、その数値を記入し、その数が10日以上の場合は、理由もあわせて特記する。(ただし、病欠については回数のみ)また、前記(ウ)で相談・指導を受けた適応指導教室等の施設名を記入する。

ケ 「⑥ 健康所見」の欄は健康診断票の該当欄の最も新しい記載事項を転記する。高等学校の就学に支障があると思われる疾病又は異常のある者については、令和7年4月以降に診断した結果を記入し、健康診断書を添付する。過年度卒業者については記入を要しない。ただし、令和8年1月以降に行った健康診断書(第8号様式)を添付する。(病院、診療所又は保健所が発行したもの。)

コ 令和5年度以前に卒業した者の調査書については、指定された様式で作成すること。

(2) 第2号－2様式

ア 「受検番号」の欄は中学校等においては記入しない。

イ ※印の欄は志願変更する場合のみ記入する。

ウ 記入事項のない欄には斜線を引く。

エ 「各教科の学習の記録」の欄はA B C Dの評価を○で囲む。

(ア) Aの評価は、完全に自身でできる場合。

(イ) Bの評価は、部分的な支援があればできる場合。

(ウ) Cの評価は、学習の理解が困難である場合。

(エ) Dの評価は、学習に臨む準備ができていない場合、或いは興味関心が向かない場合。

オ 「発達の記録」の欄は、最新の情報で記載すること。

カ 「出欠の記録」の欄は指導要録に基づいて次のように記入する。

(ア) 1年及び2年は指導要録に記入されたものを転記する。

(イ) 3年は令和7年12月28日現在で記入する。

(ウ) 出席日数の欄は、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の学校復帰のために適切であると校長が認めた場合には、その日数を出席扱いとして出席日数に加えるとともに、() 内に内数として記入する。

キ 「健康と体力」の欄は健康診断票の該当欄の最も新しい記載事項を転記する。

過年度卒業者については記入を要しない。ただし、令和8年1月以降に行った健康診断書（第8号様式）を添付する。（病院、診療所又は保健所が発行したもの。）

6 帰国子女等の入学者選抜に係る取扱い

(1) 帰国子女等については、入学定員の枠、通学区域等について弾力的に取扱い、選抜の方法、学力検査等についても可能な限り配慮するものとする。

(2) 志願者のうち、帰国子女等について、県立特別支援学校受検への配慮を必要とするものは、「帰国子女等の学力検査等に際しての配慮願い書」（参考様式2）を中学校長等を経て志願先特別支援学校長に提出することができる。

(3) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類等を基に審査の上、配慮することができる。

7 不登校生徒等の入学者選抜に係る取扱い

(1) 志願者のうち、欠席又は出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認められるものは、自己申告書（第13号様式）を中学校長等を経て本校校長に提出することができる。記入は、志願者及び保護者の直筆とする。提出にあたっては、厳封してもよい。その際、封筒の表に、中学校等名、本人氏名を記入すること。

(2) 志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜資料に加えることができる。

8 学力検査等に際して配慮が必要な生徒の入学者選抜に係る取扱い

(1) 本校受検の配慮を希望する者は、「学力検査等に際しての配慮願い書」（第16号様式）に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書等を添えて中学校長を経て志願先特別支援学校長に提出することができる。

(2) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類を基に審査の上、配慮することができる。

9 入学に係る書類の提出について

中学校長等は、進学した者について学校教育法施行規則第24条第1項に規定する当該生徒の指導要録の抄本又は写し、学校保健安全法施行規則(昭和33年度文部省令第18号)第8条1項に規定する生徒健康診断表及び歯の検査票並びにキャリアパスポートを一般入学者選抜合格者は令和8年3月24日(火)16時まで、それ以外の合格者は令和8年3月31日(火)16時までに提出する。

10 新入生オリエンテーション

日時 令和8年3月27日(金)10:00～

場所 沖縄県立西崎特別支援学校 体育館

内容 必要書類の提出、入学に関することの説明

※2次募集合格者は令和8年3月27日(金)合格発表後にオリエンテーションを行う

11 問い合わせ先(入学者選抜募集要項について)

沖縄県立西崎特別支援学校

〒901-0305 沖縄県糸満市西崎1丁目1番2号

[TEL] 098-994-6855

[FAX] 098-994-6856

高等部入試担当: 仲間貴志、與那嶺達三

※保護者は本校ではなく中学校へお問い合わせをお願いいたします。

※業務効率化と正確な情報共有のため中学校からのご連絡はできる限り仲間貴志宛openメールかteamsチャットにてお願いいたします。

12 様式について

(1)各様式については県HPからダウンロードをお願いいたします。



令和8年度県立特別支援学校入試関連情報 | 沖縄県公式ホームページ

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/gakko/1008883/1008893/1008894/1035058.html>

(2)本校様式については、各中学校へ配布いたします。

保健調査票 / 食物アレルギー調査票